Copyright© 2025-2026 捧大地【「ねんネコ塾®（nenneko-juku.com）」】All rights reserved.

令和８年 11 月５日（補訂版）

令和版「民訴法」が好きになるレジュメ（五月雨式編）

捧　大地

「ねんネコ塾」【イントロ～民訴法って、なぁに？～】

第１　はじめに

今回紹介するのは、井上治典先生の民法・民事訴訟法に関する有名な設題である（本レジュメにおいては、**［井上先生の設題のⅡ］**または**［イントロ民訴法問題］**[1]と呼ぶ。）。

［大問１］

まずは、手始めに、**［井上先生の設題のⅡ］**〔次頁〕に挑戦してみて欲しい。

・【推奨解答時間：「初回１０分」（現時点で、それ以上の時間を費やさないこと）】
・【「手書き」でも「ワープロ」でもどちらでもよい】
・【使用してよいのは「六法のみ」（判例付きも可）】
・【１人答練でもよいし、答練会でもよい（図書館等の私語厳禁の場所では「私語・死語」厳禁）】

第２　答練（会）後に読むこと

１　目標

さて、訴訟代理人（法 54 条１項本文、弁護士法４条、５条）を目指す皆さんが、この**［井上先生の設題のⅡ］**を解決しなければならないのは当然のことである。

まずは、その前提として、次の２点を頭の中で意識しながら、今後の学習に臨んで欲しい。

⑴　問題の所在

この問題には、問題の所在がたくさんある。本日の時点では、抽象的にしか明らかにしないが、今後、少なくとも民法・民訴法を学ぶうえで、頭の片隅に留めておいてほしい。

⑵　考えられる問題の解決方法

そして、その問題の所在を念頭においた上で、具体的な解決方法を検討して欲しい。

---

[1] その場にいる全員に伝わるのであれば、多少アバウトな呼び方でよい。

Copyright© 2025-2026 捧大地【「ねんネコ塾®（nenneko-juku.com）」】All rights reserved.

［井上治典先生の設題のⅡ］

貸金債務の返済をめぐってＸＹ間、ＸＺ間に争いが生じた。契約書としては、Ｙを債務者としＺを連帯保証人として、Ｘが金３００万円をＹに貸し付けた旨の簡単な自筆の書面がある。

ＸがＹ、Ｚそれぞれに返済を迫ったが、Ｙ，Ｚが支払わない理由はつぎのとおりである。

【Ｙ】：この貸し借りは、ＺがＸから借りることになっていたところ、折柄、秘書手当流用問題で国会で追及されている政治家の秘書Ｚが債務者になるのはＺにとっても、Ｘにとってもまずいということで、名目上自分が頼まれて借りることになっただけで、この事情は、ＸもＺも十分承知しており、契約の際確認している。現に３００万円も、ＸからＺに直接渡されている。

したがって、自分が支払う義務はない。

【Ｚ】：たしかに、自分が債務者になれない事情があった。だから、Ｙに借りてもらったのであって、自分は法的には債務者ではない。契約書には、連帯保証人となっているが、実質を言えば、保証人ではなく、単なる立会人にすぎない。

３００万円はＸから直接渡されたが、それは、自分がＹに貸していた金を払ってもらったものである。

Ｘは、〔①〕Ｚが債務者になるのはまずいという事情および〔②〕そのことをＸ，Ｚ，Ｙ間で確認したこと、〔③〕貸金をＺに直接渡したことは認めている。

（１）このような経緯の中で、Ｘは、誰を相手どって、いかなる請求原因を掲げて、どのような訴えを提起すればよいか。すべての選択肢を掲げてみよ。
（２）Ｘの訴えに対し、Ｙ，Ｚは、それぞれどのように応答（答弁）すればよいか。Ｙを債務者、Ｚを連帯保証人として〔Ｘが〕訴えた場合について答えよ。
（３）ＸがＹを債務者、Ｚを連帯保証人として訴えつつ、Ｙが借りたのでないという認定される場合に備えて、Ｚにも債務者としての責任を追及したい。Ｘは、どうすればよいか。
（４）Ｘの訴えとＹ，Ｚの応答を受けて裁判所は、どのように審理を進めればよいか。

（出典：井上治典『アプロウチ＆Ｑで学ぶ設題民事訴訟法』
（信山社出版、2005)9 頁）